

国勢調査の調査票等配布について

10月1日、日本全国一斉に『令和2年国勢調査』が行われます。国勢調査は、5年ごとに行われる国の基本的な調査で、今回で21回目となります。

市内全ての世帯に調査員がお伺いし、調査票及びインターネット回答用書類をお配りします。

調査票等の配布時期、回答期限は次のとおりです。

①調査票及びインターネット回答用書類配布期間

9月14日（月）～20日（日）

②回答期間：インターネット回答期間 9月14日（月）～10月7日（水）

調査票（紙）回答期間 10月1日（木）～7日（水）

◎新型コロナウイルス感染症対策について

- ・西都市では、新型コロナウイルス感染症対策のため、可能な限り接触を避ける方法で調査を行います。そのため、調査票はインターネット又は郵送での提出にご協力をお願いいたします。
- ・インターネットで回答された世帯は、紙の調査票の提出が不要となるため、その後調査員が伺うことはありません。
- ・インターネットでの回答については、不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。

※国勢調査の調査票の配布・回収について、金品の要求をしたり、預金通帳やクレジットカードの提示を求めたりすることはありません。不審な訪問や電話等がございましたら、次の問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】

国勢調査コールセンター 0570-07-2020 ※9月7日（月）以降開設
国勢調査西都市実施本部 32-1008 平日8時30分～17時15分

（文書取扱：総合政策課）

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、要件に該当する方は、申請により介護保険料の減免が受けられます。

○保険料が全額免除となる方

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った方

○保険料が一部減免となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の2つの要件に該当する方

- ・事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかの減少見込み額が、前年に比べて10分の3以上となる（減少額は、保険金、損害賠償等により補填される金額を控除する）。
- ・減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得が400万円以下

◆減免額の算定方法

対象保険料額（ $A \times B \div C$ ）に減免割合（D）を掛けた金額を減免する。

A：対象期間の保険料額

B：減少が見込まれる種類の前年所得額

C：主たる生計維持者の前年の合計所得額

D：Cの額が200万円以下の場合、10分の10

〃 200万円超の場合、10分の8

主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合、10分の10

【対象となる保険料】

令和元年度及び令和2年度分の保険料で、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの

【申請方法】

申請書と要件を確認できる書類（収入申告書、帳簿など）が必要です。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 介護保険係 43-3024）

「西都市西児湯PCR検査センター」を 設置しました

地域住民の新型コロナウイルス感染拡大を防止することを目的に「西都市西児湯PCR検査センター」を開設しました。

【検査対象】西都市、西米良村内の診療所等において診療を行い、**新型コロナウイルス感染症が疑われるとともに、PCR検査が必要と医師が判断した方** ※飛び込みによる検査はできません。

【検査方法】ドライブスルー方式（唾液によるPCR検査検体採取）

【設置場所】市内1箇所（場所は非公表）

患者のプライバシーや安全確保の観点から検査対象となった方以外の方が来所しないよう非公表としております。

（文書取扱・問合せ：地域医療対策室 32-1015）

新型コロナウイルス感染者や その疑いのある方のごみの出し方のお願い

新型コロナウイルスに感染した方やその疑いのある方などがご家庭におられる場合は、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等の「燃やせるごみ」を捨てる際、**ごみ袋を二重にし、しっかりしばってから集積所へ出して**ください。

また、ペットボトル等の「資源物」「プラスチック製容器包装類」「燃やせないごみ」については、表面についた新型コロナウイルスは時間の経過により壊れるとされていますので、**72時間以上ご家庭内で保管して**いただいでから集積所へ出してください。

こうした取り組みが、家庭ごみ収集従事者への新型コロナウイルス等の感染を防ぐこととなりますので、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

（文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485）

2歳児歯科健診・フッ化物塗布のご案内

乳歯は3歳までに生えそろう、生えたての乳歯は非常にむし歯になりやすい状況にあります。西都市では、1歳6か月児はほとんどむし歯がありませんが、3歳児になると4人に1人はむし歯が見られます。

大切な乳歯をむし歯から守るため、2歳の時期に歯科健康診査・フッ化物塗布を、無料で3回受けることができます。ぜひ利用しましょう。

○対象：西都市に住所を有する2歳児

○内容：歯科健診、フッ化物塗布、ブラッシング指導、食生活習慣指導

○料金：無料（公費負担4,420円）

○持参するもの：2歳児歯科健康診査受診票兼フッ化物塗布無料券、母子健康手帳

※対象のお子さんには、2歳の誕生日の翌月に2歳児歯科健康診査受診票兼フッ化物塗布無料券3回分を郵送します。2歳の誕生日から3歳の誕生日の前日まで有効です。

<受診できる歯科医院>

上山歯科医院	尾本歯科医院	かわの歯科	きずな歯科医院
こひつじ歯科クリニック	すが歯科医院	たかみデンタルクリニック	鳥子いき歯科クリニック
野間歯科医院	長谷川歯科医院	穂北はせがわ歯科医院	みふね通り歯科クリニック

宮崎歯科福祉センター

※障がいがあるために、一般の歯科医院受診が困難な方への歯科治療を実施します。

☆受診には予約が必要となりますので歯科医院にお問合せください。

☆上記内容以外の治療などを行う場合は、別途料金が必要となります。各歯科医院にご確認ください。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

胃がん集団検診(40歳以上)のご案内 ～なんともない そんな時こそ検診へ～

胃がんは日本人が2番目に多くかかるがんです。検診で見つかる胃がんの約70%が早期の胃がんであり、早期発見・早期治療ができれば「治るがん」と言われています。症状がなくても年に1回検診を受けることが大切ですので、集団検診か個別検診のいずれかで受診してください。

【対象者】西都市に住民登録のある40歳以上の方（年度内年齢）

【料 金】1,200円

※西都市国民健康保険の方：500円（保険証を持参）

※JA西都女性部に加入している本人・家族：700円（助成券を持参）

※以下の①～③に該当する方は、**無料**です。

①満70歳以上の方及び65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）

②市民税非課税世帯の方

（税務課発行の世帯の課税証明を提示。コンビニ発行は不可）

③生活保護世帯の方（生活保護受給証明書を提示）

※**検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。**

【集団検診】胃部X線検査（バリウム法）※申込みは随時受け付けています。

日 程	受付時間	検診場所	申込期限
10月 4日（日）	7：40～9：00	保健センター	9月24日（木）
10月 8日（木）	8：00～9：00	三納地区館	9月28日（月）
10月21日（水）	8：00～9：00	都於郡地区館	10月12日（月）
11月 5日（木）	8：00～9：00	市穂北支所	10月26日（月）
11月14日（土）	7：40～9：00	保健センター	11月 4日（水）
11月18日（水）	8：00～9：00	三財地区館	11月 9日（月）
令和3年 1月20日（水）	7：40～9：00	保健センター	令和3年 1月12日（火）

※新型コロナウイルス感染症の状況により、延期又は中止の可能性がございますので、最新情報は市ホームページでご確認下さい。

※申込者には事前に検診受診票を郵送いたします。

【持ってくる物】保険証、自己負担金、がん検診受診券はがき、検診受診票

【申込先】健康管理課 健康推進係 43-1146

【禁忌事項】

以下の方は、集団検診は受診できません。医療機関にご相談ください。

- ①妊娠中または妊娠の可能性のある方
 - ②医療機関にて定期的に胃の病気で治療中であつたり、経過を観ている方
 - ③過去にバリウムまたはその他の造影剤によるアレルギー症状があつた方
 - ④消化管の病気（穿孔、閉塞、腸捻転、出血）の既往のある方
 - ⑤食道・胃・十二指腸大腸の治療中または経過観察中の方
 - ⑥1年以内に消化管疾患や呼吸器疾患、心疾患の手術をされた方
 - ⑦1年以内に心筋梗塞や脳梗塞等を発症したことのある方
 - ⑧シャントを使用されている方
 - ⑨腎疾患（透析）や心疾患（心不全）のため、水分制限のある方
 - ⑩普段からむせやすい、過去にバリウムでむせたことのある方
 - ⑪検査当日前より3日間以上排便のない方
 - ⑫人工肛門を装着されている方
 - ⑬自分でバリウムが飲めない方、台に上がることができない方
 - ⑭自力での立位保持困難な方
 - ⑮胃の全摘手術を受けられた方 ⑯体重120kg超過の方
- ※④⑤について1年以上経過している方は、かかりつけ医師にご相談下さい。

※市のがん検診は、自覚症状のない方を対象としています。自覚症状のある方は、保険診療による医療機関での受診をお願いいたします。その他、以下の方は医療機関での検査をお勧めします。

脳血管障害・心疾患の病歴のある方、低血糖のリスクのある方 等

【受診する際の注意事項】

検査前日の夜9時から検診終了までは食事はしないでください。

当日の朝は、水・お茶も飲まず、たばこも吸わずにお越しください。

お薬を飲まれている方は当日の服薬について主治医にご確認ください。

※検診当日は、マスクの着用や、手指消毒にご協力下さい。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

かけがえのない大切な命を守るために 9月10日～16日は「自殺予防週間」です

◎自殺の現状について

日本では、年間2万人以上の方々が自らの意志で「命」を絶っています。宮崎県の自殺者はここ数年減少傾向にあり、ピーク時の平成19年からほぼ半減しているものの、平成30年は204人（前年より5人増）と、増加に転じました。

宮崎県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、全国平均を一貫して上回っており、平成30年は19.0（前年より0.6増、全国で7番目に多い）となっています。

宮崎県の自殺者数を男女別にみると、男性の自殺者数は、女性の約2.5倍と多くなっています。また年代別では「60代」が最も多く、次いで「70代」「50代」の順となっています。

自殺の動機は、「健康問題」が最も多く、その半数以上は「うつ病」などこころの病気を抱えているようです。「うつ病」の背景には「経済・生活問題」や「勤務問題」「家庭問題」等の様々な要因が潜んでいると思われます。

◎知っていますか？ 自殺のサイン *自殺予防10箇条*

- ① うつ症状が出てくる(気分が沈む、自分を責める、仕事が手につかない)
- ② 原因不明の身体の不調が長引く(不眠、食欲不振、疲労感など)
- ③ 酒量が増す
- ④ 安全や健康が保てない(治療を中断する、自暴自棄になる)
- ⑤ 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- ⑥ 職場や家庭でサポートが得られない
- ⑦ 本人にとって価値あるものを失う(職、地位、家族、財産)
- ⑧ 重症の身体の病気にかかる
- ⑨ 自殺を口にする
- ⑩ 自殺未遂におよぶ

◎私たちができること

自殺を考える人は、「死ぬしかない」と視野が狭まっていたり、「孤立している」と感じています。

自殺者を一人でも減らすために、あなたができること、それは・・・

- 《 気づき 》 家族や仲間の変化に気づいて、声をかけましょう。
- 《 傾聴 》 本人の気持ちを尊重し、耳を傾けましょう。
- 《 つなぎ 》 早めに専門家に相談するよう促しましょう。
- 《 見守り 》 温かく寄り添いながら、じっくりと見守りましょう。

「こころの健康と自殺予防展」を行います

こころの健康を保つための方法やこころの病気を理解すること、また「命」の大切さなどに関するポスターや遺族の思いが語られているパネルの展示、パンフレットの配布を行います。ぜひお立ち寄りください。

- 期間：9月10日（木）～16日（水）
8時30分～17時15分（16日は14時まで）

- 場所：西都市役所市民課前ロビー

左記のような状態が続いている・・・それは、もしかしたら心の病気や自殺のサインかもしれません。できるだけ早く専門機関に相談してください。相談窓口等情報サイト「みやざきこころ青Tねっと」

<http://www.m-aot.net>

他人事と考えず、ぜひ一緒に「命」について考えてみませんか。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

9月は健康増進普及月間です

1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命の延伸～

生活習慣病は日常生活のあり方と深く関連していることから、健康の保持・増進を図るためには、運動習慣の定着や食生活の改善といった健康的な生活習慣の確立が重要です。

《メタボリックシンドロームを予防・解消しましょう》

メタボリックシンドロームとは、肥満、なかでもお腹まわりに脂肪がつく「内臓脂肪型肥満」の人が、脂質異常や高血圧、高血糖のいずれか2つ以上をあわせ持っている状態です。主に、食べすぎや運動不足といった生活習慣から起こるものですが、早期の段階ではほとんど自覚症状がないため、静かに進行していきます。そのまま放置しておく、動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中といった命に関わる病気につながります。

●食生活を改善しよう

- ・腹八分目を心がける
- ・よく噛んで食べる
- ・バランスよく食べる
- ・就寝3時間前までには食事をすませる
- ・1日3食食べる

●お酒の適量を守ろう

- ・週に2日は休肝日を設け、肝臓をいたわろう
- (適量の目安) 日本酒：1合、焼酎：1合、ビール：中ビン1本

●身体活動を増やそう

- ・乗り物をひかえ、歩くようにする
- ・掃除、洗濯などの家事をしっかりとる
- ・テレビを見ながら体操する
- ・時間を決めて散歩する

●禁煙しよう

●特定健診・がん検診を受けよう

●気軽に楽しくできる運動をしよう

- ・筋力トレーニング（腹筋・スクワット・腕立て伏せ）
- ・有酸素運動（ウォーキング・自転車・水泳）
- ・ストレッチング

(文書取扱：健康管理課)

9月10日は「下水道の日」です

「マンホール 町をきれいに するとびら」

下水道は、河川、湖沼、海など公共用水域の水質汚濁防止の重要な役割を果たしています。また、住民の皆様へ安全で快適な生活を送っていただくためにも必要不可欠なものとなっています。

その下水道に親しみを持ってもらうとともに、正しい理解を深めてもらうことなどを目的に、9月10日は「下水道の日」に設定されており、全国各地で啓発活動などが行われます。

「下水道の日」を機会に、下水道の役割や正しい使い方について考えてみてはいかがでしょうか。

■宅内排水工事のお願いと依頼について

下水道が整備され、お住まいの地域が下水道を利用できる区域になりますと、汲み取り便所は3年以内に水洗便所に改造し、浄化槽の場合はすみやかに下水道に接続する排水設備工事を行わなければならないことになっています。

まだ宅内排水設備工事の終わっていない方は、お早めに西都市下水道排水設備等指定工事店にお申し出下さい。

(文書取扱・問合せ：上下水道課 下水道工務係 43-1326)

農道等への路上駐車についてのお願い

道路は多くの方が利用する公共空間であります。最近、農作業に伴う路上駐車の見受けられます。路上駐車は通行の妨げになったり、見通しが悪くなり事故の原因にもなりますので路上駐車はお止め下さい。農作業により長時間駐車している方は、ご自分の土地内に駐車場の確保をお願いします。また、水路敷きを利用して駐車場を設置されていますが、水路敷きは公共物ですので、この場合も、ご自分の土地内に駐車場の確保をお願いします。

併せて、水路敷きに農業用資材が置かれているところがあります。駐車場と同様にご自分の土地内に資材置き場を確保して下さい。

(文書取扱：農林課)

9月24日～10月1日は「環境衛生週間」です

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行された9月24日の「清掃の日」から、「浄化槽法」が施行された10月1日の「浄化槽の日」までの期間を「環境衛生週間」と定めています。「ごみ減量 みんなで進めるリサイクル ゴミゼロ型社会を目指して」という標語のもと、みなさんも身近なところからごみ減量やリサイクルに取り組んでください。

○ごみを減量しましょう

もったいない精神が大事です。以下を参考にしてください。

- ・買い物にエコバッグを持って行く。
- ・食品ロスが出ないようにする(たくさん作りすぎない、残さず食べる)。
- ・生ごみ処理機器購入費補助金を活用し、家庭用生ごみ処理機器で生ごみを減量する。

○浄化槽の適正な管理をしましょう

- ・溜まった汚泥を引き抜き、機器の洗浄を行う「清掃作業」を毎年1回以上行う必要があります。
- ・浄化槽の機能を点検し、装置の調整・修理、清掃時期の判断、消毒剤の補充などを行う「保守点検作業」を毎年3回以上行う必要があります。
- ・浄化槽が適正に管理され、正常に働いているかを検査する「法定検査」を毎年1回行う必要があります。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 環境保全係 43-3485)

飲食店等ガス機器の火災、 一酸化炭素中毒事故にご注意ください

令和2年7月30日に福島県郡山市で発生した飲食店の爆発事故では、これまでのところ、死者1名、負傷者19名(重症2名、軽症17名)の被害が発生しています。現在、この火災について関係当局により原因の究明が行われているところです。現時点で出火原因等は特定されていませんが、屋内のガス配管の腐食箇所から液化石油ガス(LPガス)が漏洩し、何らかの火源により引火、爆発した可能性が考えられています。このような状況を踏まえ、類似事故の発生を防止するため、液化石油ガスを多量に貯蔵し、またはガス機器を取り扱う飲食店等の関係者におかれましては、以下の点について留意してください。

【留意事項】

1. ガス機器の定期的な清掃やメンテナンスを行い、ガスの使用中は必ず換気を行ってください。
2. ガス機器に異常を感じた場合やガス配管等に破損や著しい腐食等がある場合は直ちに使用を停止するなどの危険防止対策をとり、緊急連絡先やメーカーに連絡し、修理等を依頼してください。
3. 休業等でガスを長期間使用しない場合や事業を再開する場合は、液化石油ガス販売業者に連絡をしてください。

総務省消防庁ホームページに掲載しているリーフレット

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_28_chubokiki-pamf20140226.pdf

(文書取扱・問合せ：消防本部 予防課 予防係 43-2477)

違法な不用品回収業者にご注意ください

「無料で不用品を回収します」などと、軽トラックなどで地域を巡回しながら家電製品等不用品を回収する業者が見受けられます。違法な不用品回収業者を利用することで、「無料と思っていたら、後で有料といわれた」「積んだ後で、高額な料金を請求された」などといったトラブルも発生しています。

家電製品や家具などの不用品(ごみ)の収集・運搬及び解体等の処分は廃棄物処理業の許可がないとできません。無許可での不用品の回収は違法になります(西都市の許可を受けた業者が軽トラック等で不用品を回収することはありません)。また、無許可の業者に不用品の処理を依頼することも違法ですので、利用しないでください。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 環境保全係 43-3485)

農業用廃プラスチックの通常収集日（10～12月）について

【収集日】

10月から12月までの農業用廃プラスチック収集日は下の表のとおりです。

1月以降の収集については、12月頃にお知らせします。

	童子丸集積所		三財集積所	
	ビニール	ポリ	ビニール	ポリ
10月	7日	21日	14日	28日
11月	4日	18日	11日	25日
12月	2日	16日	9日	23日

★持ち込む際には「農業用使用済プラスチック排出者カード」を必ず持参し、提示してください。お手元に無い場合は再発行の手続きをしてください。

【持込時間】

午前9時～午後4時

ただし、正午～午後1時は休憩のため受入を中断します。

【直接搬入】

上記の収集日以外に持ち込みを希望する場合、お急ぎの場合は以下の事業者へ直接持ち込んでください。

事業者名 宮崎県産業廃棄物再生事業協同組合

所在地 宮崎市大字島之内2932番地

電話番号 0985-39-2261

受入時間 月～金（祝日を除く）午前9時～午後4時

★年末年始等は営業日に変更となる可能性があるため、事前に確認してから持ち込んでください。

【処理費と分別】

ビニール 5円/kg	塩化ビニール ※シルバービニールは「特別収集日」に引き取ります。
ポリ 23円/kg	ポリフィルム、シルバーポリ、PO系フィルム、クリンテート、プチプチ、暖房用ダクト、止水シート、谷シート(透明) サイレージラップ（ネット状のものは不可）、肥料袋（麻袋の様に編んでいるものは不可）、柔らかい灌水チューブ（固い部分は除去）、柔らかい育苗ポット（固いもの、連結ポットは不可）、柔らかい液肥容器（固い容器、農薬容器は不可）

- ★上記に分別できない農業用プラスチックは、特別収集日（次ページ参照）を設けて収集しますので、絶対に持ち込まずに各自で保管してください。
- ★処理費は、排出の前後にトラックスケールで計量した後に「現金」または「農業用使用済プラスチック排出者カード(デポジット)」でお支払いください。
- ★肥料袋、サイレージラップの中にペットボトル、サイレージネット等の異物を混入して搬入する方が散見されますので、絶対に異物は混ぜないでください。
- ★液肥容器は中をきれいに洗浄し、キャップ・容器口等の固い部分を取り除いてから持ち込んでください。
- ★黒色の谷シートは特別収集日での搬入となります。
- ★ビニールは長さ1m・幅50cm・重さ20kg程度、ポリは重さ10kg程度に、耳ひもやダンバンドを使用して結束してください。また、サイドの耳ひもは抜いておき、作物屑や針金などの異物が無いように注意してください。
- ★ガムテープ等で補強したものは、その箇所を除いて搬入してください。

（文書取扱・問合せ：西都市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会

《事務局：農林課 園芸特産係 32-1003》）

農業用廃プラスチックの「特別収集日」について

【特別収集日時】

通常の農業用廃プラスチック収集日では収集できない、農業用廃プラスチックを「童子丸集積所」にて、以下のとおり受入れます。

受入日時	受入地区
9月7日(月)	穂北、三納、三財
9月30日(水)	妻、都於郡、東米良
令和3年3月8日(月)	全地区

※受付時間は午前9時～午後3時です。

※正午～午後1時は、休憩のため受入を中断します。

【持込可能なもの】 ※金属部品は、必ず除去してください。

被覆資材シート類	ルートラップシート、光反射シート、防草シート、サニーカーテン、サンサンカーテン、パオパオ、寒冷紗、ブルーシート、シルバービニール、あぜなみ、硬質フィルム、谷シート(黒色)
ネットひも類	キュウリネット、防風ネット、サイレージネット、サイレージ用ひも、バインダーひも、エスター線、ダンバンド、ビニール耳ひも、プラ製ロープ(ひも)
容器類	コンテナ、水稲用育苗トレー、タンク、フレコン、コンバイン(ハーベスター)用袋、固い育苗ポット、連結ポット
灌水資材類	塩ビパイプ、塩ビバルブ、スプリンクラー、固い点滴灌水用チューブ、ホース
農薬容器	ポリ製農薬容器・キャップ、ポリ製農薬袋
その他	パッカー、プラ製支柱、液肥キャップ、ツユトール

【処理費用と支払方法】

処理費用	支払方法
1kgあたり 55円	排出の前後にトラックスケールで計量した後に「現金」または「農業用使用済プラスチック排出者カード(デポジット)」で処理費をお支払いください。

【注意事項】

※シート・ネット類は3m以内に切ってつづら折りし、厚みのあるシート類はロール状にして縛ってください。小さいネット類は透明の袋に入れて搬入してください。

※ブルーシート、コンバイン用袋、パイプ、パッカー、ホース、タンク等は、金属部品を取り除いてから持ち込んでください。

※水稲用育苗トレーは、10枚程度に重ねてダンバンド等で両側2か所をしっかりと結束してから持ち込んでください。

※塩ビパイプは、1.5m程度に切断した後にダンバンド等で両側2か所をしっかりと結束してから持ち込んでください。

※ガムテープ等で補強したものは、その箇所を除いて搬入してください。

※タンクは50cm角に切って束ねてください。

【農薬ポリ容器について】

※農薬ポリ容器は、容器とキャップの内側を洗浄してください。

※洗浄後は、よく乾かした後に容器とキャップを分別し、別々に透明な袋に入れて持ち込んでください。

※中身が入っている容器、容器を洗浄していない、分別していない等、不適切であると判断される場合は受入できません。

(文書取扱・問合せ：西都市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会

《事務局：農林課 園芸特産係 32-1003》)

宮交バスに乗ろう 「宮崎県悠々バス取得支援制度」について

悠々バス券とは、宮崎交通が発行する高齢者（65歳以上）を対象とした定期券です。県内どこへでも格安の料金で、宮崎交通のバス路線を利用できます。

9月1日から以下の方を対象に、悠々バス券取得に際し宮崎県からの支援制度が始まります。いずれも数量限定での取扱いとなりますのでご注意ください。

（運転免許証返納者向け）

対象者：70歳以上で、運転免許証を返納された方

内容：悠々バスの取得が無料になります。ただし、1人1回限りです。
注意点：過去に、宮崎交通の「高齢者運転免許証返納メリット制度」を利用された方は自己負担（7,500円）が発生します。

（制限運転宣誓者向け）

対象者：70歳以上で、「概ね1時間以上の連続した運転を控える」ことを宣誓した方

内容：悠々バスの取得が無料になります。ただし、1人1回限りです。
制限運転…県・市が実施する高齢者の交通事故を防止し、運転寿命を延ばす啓発活動。「制限運転宣誓証書」に署名し、実践するものです（詳細については、「お知らせ」と同時に回覧しているチラシを参照ください）。

【問合せ先】宮崎県総合交通課 0985-26-7037
生活環境課 43-1589

（文書取扱：生活環境課）

運転免許証更新(切り替え)のご案内

西都地区交通安全協会で、優良講習、一般講習、高齢者講習受講者の運転免許更新(切り替え)ができます。

○優良講習・一般講習～毎週火・金曜日(休日を除く)

受付(8時30分～9時)のあと、法定の講習があります。

○高齢者講習受講者…毎週月曜～金曜日(休日を除く)

午前の部：9時～11時、午後の部：13時～16時
更新手続きには、高齢者講習終了証明書が必要です。

○場所

西都地区交通安全協会（西都市小野崎2-16） 43-0294

○その他

免許証写真は、協会で撮影(6枚600円)でき、新免許証は、後日交付されます。違反講習、初回講習の更新は、運転免許センターのみです。

～交通安全協会へのご加入をお願いします～

○交通安全協会とは

悲惨な交通事故を防止するため、社会奉仕の精神に基づいて生まれた一般財団法人です。

○交通安全協会の主な活動(事業)

①広報啓発活動②交通安全教育活動③街頭交通指導④免許証更新事務
⑤交通事故相談業務⑥チャイルドシート貸出⑦軽微違反者講習

○活動に必要な財源 交通安全協会費2千円

交通安全協会への加入は任意加入ですが、この協会費が西都地区交通安全協会が活動をする上で、主な財源となっていますので、免許証更新時にぜひご加入をよろしくお願いします。

○会員特典について

協賛店において、商品の割引や施設利用料金割引等の各種サービスを受けられます。詳しくは宮崎県交通安全協会のホームページをご覧ください。

○問合せ先

西都地区交通安全協会 43-0294

（文書取扱：生活環境課）

パートタイム・有期雇用労働法の 概要について

令和2年4月1日、パートタイム・有期雇用労働法が施行され、同一企業内の通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されました。

※中小企業における適用は令和3年4月1日

○改正のポイント

1. 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、通常の労働者とパートタイム労働者・有期契約労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されました。

同一労働同一賃金ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示しています。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

パートタイム労働者・有期契約労働者は、「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになりました。

事業主は、パートタイム労働者・有期契約労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3. 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行えます。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

(※行政ADRとは、裁判をせずに紛争を解決する手続きのことです。)

【問合せ先】宮崎労働局 雇用環境・均等室 0985-38-8821

(文書取扱：商工観光課)

「オレンジカフェ」を毎月開催しています

9月は「参加者同士の交流会」を行います。

「オレンジカフェ」とは「認知症カフェ」とも呼ばれ、認知症の方やその家族、支援をする方などが集い、情報交換をしたり、お互いに悩みや困りごとなどを共感し合える場でもあります。

今月は、参加者の皆さんと一緒に日頃の生活や介護等の意見交換を中心に開催します。もの忘れで悩んでいるご本人やご家族はもちろん、現在介護されている方だけでなく介護経験のある方など、たくさんの方々の参加をお待ちしております。

【開催日】9月24日(木) 13時30分～15時

※毎月第4木曜日

※10月は10月22日(木)開催です。

【開催場所】うからや(妻町2丁目53番地) ※駐車場は建物裏

【対象者】市内在住で認知症の人・家族・関心がある人や機関等

【内容】お茶を飲みながら参加者同士の交流会等

【参加費】無料

【申込先】

西都市南地区地域包括支援センター 41-0511 (担当：小牧)

西都市北地区地域包括支援センター 32-9595 (担当：長友)

※参加希望の方は電話にてお申込み下さい。当日参加も可能です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となった場合は、個別にご連絡をいたします。

(文書取扱：健康管理課 地域包括ケア推進係)

認知症にやさしい西都市を目指して パネル展示を見にきませんか

9月は世界アルツハイマー月間です。

2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。あなたやご家族が認知症になっても、安心して西都市で暮らすことができるよう、この機会に一緒に考えてみませんか。

9月は西都市内の以下の場所で、認知症についてのパネルや資料の展示を行います。ぜひ足を運んでみてください。

①コミュニティプラザ パオ センターコートにて

【期間】9月24日(木)～30日(水)

【時間】10時～19時(最終日は13時まで)

②西都市立図書館にて

【期間】9月1日(火)～29日(火)

【時間】10時～19時

③市庁舎玄関前にて

【期間】9月17日(木)～29日(火)

【時間】8時30分～17時15分

※内容等、詳しくは、市ホームページでご確認ください。

【お問合せ先】

西都市南地区地域包括支援センター 41-0511 (担当：小牧)

西都市北地区地域包括支援センター 32-9595 (担当：長友)

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止もしくは規模を縮小する場合がありますので、ご了承ください。

(文書取扱：健康管理課 地域包括ケア推進係)

文化ホール文化事業

「あいそめ寄席」開催のお知らせ

さいとくポイント進呈対象事業です

西都市文化ホール文化事業『あいそめ寄席』を開催いたします。

春風亭柳之助(落語家 真打)と柱大黒(アマチュア落語家)が本物のお笑いを提供いたします。新型コロナウイルスの影響での閉塞感をお笑いでお解消しませんか。

春風亭柳之助は鹿児島県出身で、郷土の英雄、西郷隆盛を敬愛し、容姿は瓜二つで、『落語界のせごどん』と称賛されています。そして、鹿児島県伊佐市の「ふるさと観光大使」に任命され、文化庁芸術派遣講師も務められています。

柱大黒は宮崎県門川町在住で、地元宮崎県でノンプロ落語家として活躍され、地元のちびっこ落語の指導もされています。また、MRTラジオ「立川らく生の笑いの殿堂」に出演中です。

またとない機会ですので、是非ご来場頂き、格調高い本物の落語をお楽しみ下さい。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当日はマスクを着用していない方、体調不良の方はご参加をお控えください。

【開催日時】11月1日(日) 開場14時30分 開演15時

【料金】前売券1,000円(当日1,200円) 全席自由

【開催会場】西都市文化ホール(コミュニティプラザパオ3階)

【後援】西都市、西都市教育委員会、

一般社団法人 西都市観光協会、宮崎日日新聞社

【チケット販売】西都市文化ホール事務所(西都市働く婦人の家内)

パオインフォメーション、まちなかギャラリー夢たまご、

西都市勤労青少年ホーム、西都市民会館、

チケットぴあ(Pコード502596)

※販売枚数200枚

【問合せ先】西都市文化ホール事務所(西都市働く婦人の家内)

TEL: 32-6300 FAX: 32-6333

(文書取扱：商工観光課)

働く婦人の家主催

「パソコンで年賀状」講座

* さいとくポイント進呈対象事業です *

パソコンで年賀状を作り、ハガキに印刷するまでの技法を学ぶパソコン講座です。オリジナルの年賀状を作成してみましょう。

- 【開 講 日】10月9日（金）毎週金曜日 19時～21時（全10回）
- 【場 所】西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）
- 【条 件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】友の会費200円・テキスト代1,000円（初回のみ）
- 【持 参 品】筆記用具、ノートパソコン（Windows8.1以降）
- 【定 員】8名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります。）

◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申込みください。
- FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。
※必要事項…①講座名「パソコンで年賀状」とご記入ください。
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢
⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
- 受付時間 月～金曜 9時30分～20時
土 曜 9時30分～16時（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 9月1日（火）～28日（月）
- 問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL：32-6300 FAX：32-6333

（文書取扱：商工観光課）

働く婦人の家主催

「はじめてのつまみ細工」講座

* さいとくポイント進呈対象事業です *

小さな布を折りたたみ、花や蝶などを作る技法を学ぶ手工芸講座です。かんざしやピンなどを製作し、伝統工芸に触れてみませんか。

- 【開 講 日】10月12日（月）毎月第2・4月曜日 13時～15時（全8回）
- 【場 所】西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）
- 【条 件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】友の会費200円（初回のみ）※材料費実費負担
- 【持 参 品】手芸用ピンセット、裁ちばさみ、タオル
- 【定 員】6名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります。）

◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申込みください。
- FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。
※必要事項…①講座名「はじめてのつまみ細工」とご記入ください。
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢
⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
- 受付時間 月～金曜 9時30分～20時
土 曜 9時30分～16時（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 9月1日（火）～28日（月）
- 問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL：32-6300 FAX：32-6333

（文書取扱：商工観光課）

「卓球」講座

*** さいとくポイント進呈対象事業です ***

勤労青少年ホームでは、「卓球」講座を開催します。

これから卓球を始めたい方や、始めたばかりの方を大歓迎します。基礎から教わって卓球を楽しみましょう。

【開講日】9月30日（水）19時～21時

【開催日】①9月30日 ②10月28日 ③11月25日
※（全3回）いずれも水曜日

【場 所】西都市勤労青少年ホーム（体育室）

【条 件】西都市在勤、在住の方ならどなたでも参加できます。

【費 用】当ホーム会員登録料 200円（本年度未登録の方のみ）

【準備物】体育館シューズ、ラケット、タオル、飲み物（水分補給）

【定 員】8名（応募多数の場合は抽選となります。）

【備 考】中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。

◆申込み◆

○窓口で直接か、電話・FAXでお申込み下さい。

○受付時間：月曜～土曜（13時～20時）※日曜・祝日は休館

○受付期間：9月1日（火）～23日（水）

○問合せ先：西都市勤労青少年ホーム TEL/FAX：32-6301

（文書取扱：商工観光課）

宮崎県立産業技術専門校入校試験募集案内

宮崎県の産業界を担う中核的技能者を養成する宮崎県立産業技術専門校の入校試験を以下のとおり行います。

募 集 人 員	木造建築科 20名（うち推薦14名程度） 構造物鉄工科 20名（うち推薦14名程度） 電気設備科 20名（うち推薦14名程度） 建築設備科 20名（うち推薦14名程度）
訓 練 期 間	2年間（令和3年4月から令和5年3月まで）
募 集 対 象 者	高等学校卒業者（予定者）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者（令和3年4月1日現在で満18歳以上の者） ※推薦選考試験は、推薦選考資格に該当する者
推薦入校募集期間 推薦入校試験 合格発表	募集期間 9月7日（月）～25日（金） 選考日 10月4日（日） 合格発表 10月9日（金）
一般入校募集期間 一般入校試験 合格発表	【一次募集】 募集期間 10月12日（月）～26日（月） 選考日 11月2日（月） 合格発表 11月10日（火） 【二次募集】 募集期間 令和3年1月6日（水）～25日（月） 選考日 令和3年1月29日（金） 合格発表 令和3年2月5日（金）
提 出 書 類	入校願書、入校志願理由書又は履歴書、調査書（進学用全国高等学校統一用紙）又は卒業証明書
入校試験手数料	2,200円
問合せ・提出先	〒881-0003 西都市大字右松362-1 宮崎県立産業技術専門校 42-6501

（文書取扱：商工観光課）

法務局・人権擁護委員による 「人権・なやみごと相談所」を開設します

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなどひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。

○日 時 9月15日(火) 10時～15時

○場 所 西都市コミュニティセンター 1階
市民協働推進課 相談室

○相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談を平日8時30分から17時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局 人権擁護課	0985-22-5124	
みんなの人権110番	0570-003-110	全国統一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

○パソコンから(大人・子ども共通)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(文書取扱：市民協働推進課)

西都市地域子育て支援センター つばさ館

主に家庭で子育てをしている保護者とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です。利用料は無料です。

<9月の行事予定>

※新型コロナウイルス感染拡大防止の対策が延長される場合、つばさ館の行事日程は変更または中止となる場合があります。

- 1日(火)～9月の製作(今月中随時)
 - 2日(水)助産師さんに聞いてみよう①(予約制) AM10:00～12:00
 - 4日(金)リトミック♪ AM10:30頃～
 - 7日(月)給食試食会(予約制) ※1食350円
 - 8日(火)英語で遊ぼう(予約制) AM10:30頃～
 - 10日(木)誕生会(9月生まれ) AM10:30頃～
(冠等の準備があるので、参加希望の方はご連絡下さい。)
 - 14日(月)助産師さんに聞いてみよう②(予約制) AM10:00～12:00
 - 16日(水)アタッチメントベビーマッサージ(予約制) AM10:30頃～
※参加費:500円(オイル代込み)
 - 17日(木)おでかけ支援(生きがい交流広場) AM10:30頃～
 - 23日(水)給食試食会(予約制) ※1食350円
 - 25日(金)つばさ館カフェ(予約制) AM10:30頃～※参加費200円
 - 29日(火)親子クッキング(予約制) AM10:30頃～※参加費150円
- ※【助産師さんに聞いてみよう】は、①か②のどちらかに1回、ご参加ください(身体測定&手形足形をとる成長記録会も並行して実施します)。
※ベビーフォトの日程・時間は、つばさ館にお問合せ下さい。

◆支援センターつばさ館概要◆ ※駐車場は横にあります。

- 【住 所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)
- 【連絡先】TEL:43-1049 FAX:43-1079
- 【利用時間】月曜～金曜:9時～15時、土曜:9時～12時(育児相談可)
- 【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談は随時お受けします。
- 【一時保育】料金・時間は1時間単位(1時間350円、4時間1,200円)でのお預かりになります。詳しくはお電話ください。

(文書取扱：福祉事務所)